

## 北海道が定める都市計画（主なもの）

別紙2

都市計画の内容		備 考
※都市計画区域の整備、開発及び保全の方針		提案制度の対象外
市街化区域と市街化調整区域との区分（線引き）		
地域地区	風致地区	面積が 10ha 以上のもの （2以上の市町村の区域にわたるものに限る）
	臨港地区	国際拠点港湾
	緑地保全地区	面積が 10ha 以上のもの （2以上の市町村の区域にわたるものに限る）
	流通業務地区	
都市施設	道路	高速自動車国道、自動車専用道路（一般国道）、一般国道、道道
	都市高速鉄道	
	公園、緑地、広場	面積が 10ha 以上のもの （国や道が設置するものに限る。）
	墓園	面積が 10ha 以上のもの （国や道が設置するものに限る。）
	水道	※水道用水供給事業の用に供する水道
	下水道	※公共下水道で排水区域が 2 以上の市町村の区域、流域下水道
	産業廃棄物処理施設	
	河川・運河	※一級河川、二級河川（札幌市の区域内のみに存するものを除く）、運河
市街地開発事業		土地区画整理事業にあつては面積が 50ha を超えるもの、3ha を超える第一種市街地再開発事業など（国の機関又は道が施行すると見込まれるものに限る。）

## 札幌市が定める都市計画（主なもの）

上記北海道が定めるもので※印が付いたもの以外のもの

## 市町村（札幌市を除く）が定める都市計画（主なもの）

上記北海道が定めるもの以外のもの